

新石川調理場整備運営事業
募集要項

令和5年8月14日更新

うるま市

本募集要項（以下「募集要項」という。）は、うるま市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、令和5年5月2日に特定事業として選定した「新石川調理場整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定する公募型プロポーザル（以下「本募集」という。）を実施するに当たり、本事業及び本募集に係る条件を提示するものである。

次に示す別添資料は、募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）であり、令和5年2月15日に公表した実施方針は、本募集の条件を構成せず、その後公表された「実施方針等に関する質問・意見の回答」によって修正されるべき事項については、募集要項等の公表をもって修正されたものとみなす。

○別添資料

別添資料1 「要求水準書」

別添資料2 「様式集」

別添資料3 「優先交渉権者決定基準」

別添資料4 「基本協定書（案）」

別添資料5 「事業契約書（案）」

目次

第1 総則	1
1 事業名称	1
2 公共施設の管理者の名称.....	1
3 本事業の目的.....	1
4 事業の内容	1
5 事業のスケジュール.....	4
6 法令等の遵守.....	4
第2 応募者の備えるべき参加資格要件	5
1 応募者の構成等	5
2 応募者の参加資格要件(共通).....	5
3 応募者の参加資格要件(業務別)	6
4 参加資格の確認基準日	9
5 入札参加資格を有していない場合の手続き	9
6 参加資格の喪失.....	9
7 SPC との契約手続.....	10
第3 事業者の募集及び選定に関する事項	12
1 事業者の募集及び選定の手順	12
2 提案における留意事項	14
第4 提案条件に関する事項	16
1 立地条件	16
2 施設要件等	16
3 事業計画に関する条件	17
第5 審査及び選定に関する事項	18
1 選定委員会	18
2 選定委員会の委員等への接触の禁止等.....	18
3 選定方法	18
4 審査の方法	18
5 優先交渉権者の決定.....	19
6 募集の中止	19
7 優先交渉権者を決定しない場合.....	19
8 次点交渉権者との協議.....	19
9 結果の通知及び公表.....	19
第6 事業契約に関する事項	20
1 基本協定の締結	20
2 事業者との特定事業仮契約の締結	20

3 事業契約に係る議会の議決（本契約）	20
4 契約を締結しない場合	20
5 費用の負担	20
6 契約保証金	20
7 金融機関と市の協議（直接協定）	20
第7 事業実施に関する事項	21
1 誠実な事業の遂行.....	21
2 市による本事業の実施状況の確認.....	21
3 支払い手続	21
4 問合せ及び書類提出先	21

第 1 総則

1 事業名称

新石川調理場整備運営事業

2 公共施設の管理者の名称

うるま市長 中村 正人

3 本事業の目的

現在、市には 4 つの共同調理場と 1 つの単独調理場があり、一日に約 14,000 人分の給食を提供している。2 市 2 町の合併により誕生した市では、旧市町の施設を継続しており、施設の老朽化、各学校給食センターの提供食数に偏りが生じていること、施設配置が適切でないこと等が課題となっている。さらに、近年の大規模災害により防災に関する社会構造の変化等を踏まえ、災害に強い施設にする必要がある。

こうした背景を受け、市の学校給食及び学校給食センターの基本的な方向性及び学校給食センター全体の再編に向けた方針の明確化を図り、それらを総合的に達成するための方策を立案することを目的として「うるま市立学校給食センター基本計画」（2014 年（平成 26 年）、2022 年（令和 4 年）改定）を策定した。新石川調理場整備運営事業は、うるま市立学校給食センター基本計画に基づき、新石川調理場（以下「本施設」という。）を整備するものである。

本事業は、本施設の設計・建設及び維持管理・運営について PFI 法に基づき実施するものであり、民間の技術力、経営能力及び資金を活用し、献立作成や食材調達を行う市と連携することで、安全でおいしい学校給食をより安定的、効率的に提供することを目的とし、災害時においては、地域と連携しながら食の面で災害対応の一翼を担える体制を目指す。

4 事業の内容

(1) 施設の概要

事業用地	うるま市石川 2201 番地	
敷地面積	約 9,300 m ²	
提供食数	一日当たり最大 7,500 食	
対象校	小学校 10 校 川崎小学校、天願小学校、あげな小学校、田場小学校、兼原小学校、中原小学校、赤道小学校、宮森小学校、城前小学校、伊波小学校	中学校 2 校 石川中学校、伊波中学校

(2) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結した事業者が、市所有の土地に自らが本施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営等を行う BT0

(Build Transfer Operate) 方式とする。

(3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ア 設計・建設期間 2024年(令和6年)1月～2026年(令和8年)6月
- イ 開業準備期間 2026年(令和8年)7月～2026年(令和8年)8月
- ウ 維持管理・運営期間 2026年(令和8年)9月～2041年(令和23年)8月(15年間)

なお、本事業終了後の次期事業方式は、必要に応じて事業者の意見を聴きながら、市が事業期間内に決定する。

(4) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- ア 設計業務
 - (ア) 事前調査業務
 - (イ) 設計業務(造成、建築物・建築付帯設備等、調理設備)
 - (ウ) 交付金申請等支援業務
- イ 工事監理業務
 - (ア) 工事監理業務
- ウ 建設業務
 - (ア) 建設工事業務(造成工事、建築工事)
 - (イ) 調理設備調達・搬入設置業務
 - (ウ) 引渡し業務
- エ 各種備品等調達業務
 - (ア) 各種備品調達・設置業務
 - (イ) 配送車両調達業務
 - (ウ) 備品台帳の作成業務
- オ 開業準備業務
 - (ア) 開業準備業務
 - (イ) 開所式支援業務
 - (ウ) 開業準備期間中の維持管理業務
- カ 維持管理業務
 - (ア) 建築物維持管理業務
 - (イ) 建築設備維持管理業務
 - (ウ) 調理設備維持管理業務
 - (エ) 付帯施設維持管理業務
 - (オ) 施設備品等維持管理業務
 - (カ) 清掃業務
 - (キ) 警備業務
 - (ク) 事業期間終了時の引継ぎ業務

キ 運營業務

- (ア) 食材検収補助・保管業務
- (イ) 給食調理業務
- (ウ) 洗浄業務
- (エ) 配送・回収業務
- (オ) 廃棄物等処理業務
- (カ) 運営備品保守管理業務
- (キ) 衛生管理業務
- (ク) 食育支援業務
- (ケ) 広報支援業務
- (コ) その他運營業務に関する特記事項

(5) 市が実施する業務（参考）

ア 運營業務

- (ア) 献立作成・栄養管理業務
- (イ) 食材調達業務
- (ウ) 食材検収業務
- (エ) 調理指示業務
- (オ) 検食業務
- (カ) 食数調整業務
- (キ) 食育業務
- (ク) 広報業務（見学者対応含む。）
- (ケ) 給食費徴収業務

(6) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりであり、原則として市が事業者からサービスを購入する「サービス購入型」で実施する。

- ア 市は、本事業において、学校施設環境改善交付金（文部科学省）、沖縄振興特別市町村交付金、合併特例債、学校教育施設事業債及び一般補助事業債の活用を想定している。交付金及び起債による調達分について、市は、別紙3に定めるとおり、設計業務、工事監理業務及び建設業務に係る対価の一部として、事業者を支払う。
- イ 市は、事業者が実施する設計業務及び建設業務等に係る対価として、アを控除した額を、維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者を支払う。
- ウ 市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価として、維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。維持管理及び運営の対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。
- エ 固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定している。

5 事業のスケジュール

優先交渉権者の決定及び公表	2023年(令和5年)10月下旬
特定事業仮契約の締結	2023年(令和5年)11月
特定事業契約に係る議会議決	2023年(令和5年)12月
施設の設計・建設	2024年(令和6年)1月～2026年(令和8年)年6月
開業準備期間	2026年(令和8年)7月～2026年(令和8年)年8月
施設の維持管理・運営	2026年(令和8年)9月1日* ～2041年(令和23年)8月20日
本事業の終了	2041年(令和23年)8月20日

※2学期の給食開始時期が8月最終週となるため、その時期を想定する。具体的な日程は供用開始年度までに調整する。

6 法令等の遵守

本事業の実施に当たり、事業者は関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて参考とすること。

第2 応募者の備えるべき参加資格要件

1 応募者の構成等

(1) 応募者の構成

- ア 応募者の構成は、本事業の各業務に当たる複数の企業等により構成される企業グループとする。
- イ 応募者のうち、特別目的会社（Special Purpose Company、以下「SPC」という。）に出資を予定し、SPC から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「構成員」、SPC に出資を予定していない者で SPC から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とし、参加資格審査の申請時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。
- ウ 応募者は、代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業が応募手続きを行うものとする。また、代表企業は、必ず構成員とし、複数の構成員で応募する場合は、SPC に最大の出資を行う者とする。
- エ 応募者の構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となっていないこと。
- オ 各業務の実施に当たっては、地域経済の活性化や地元企業の育成の観点から、市内に本店又は主たる営業所を有している企業の積極的な参画、地元企業からの資材調達及び地域住民の雇用について期待をしているところであり、優先交渉権者の選定に当たっては、これら地域経済の活性化への寄与等に関する提案について、特に評価を行う。

(2) 代表企業・構成員・協力企業の表明

応募者は、参加資格審査申請時に代表企業、構成員、及び協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

(3) 複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において関係のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

(4) 複数提案の禁止

応募者の構成員及びこれらの企業と資本面又は人事面において関係のある者は、他の応募者の構成員になることができない。

2 応募者の参加資格要件(共通)

応募者の構成員及び協力企業は、いずれも次の要件を満たすこと。

- ア PFI 法第 9 条の各号のいずれにも該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 各号（同第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に該当しない者であること。
- ウ 市から指名停止措置を受けていないこと。
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- カ 募集要項等の公表日から優先交渉権者の決定日までの期間において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。
- キ 手形交換所における取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- ク 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ケ うるま市暴力団排除条例（平成 23 年うるま市条例第 23 号）第 2 条第 1 号、同条第 2 号の規定に該当する者若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（総称して「反社会的勢力」）でないこと。
- コ 市が本事業に係るアドバイザリー業務を委託している者及び当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に関し、市のアドバイザリー業務を行う者は、次のとおりである。
 - （ア）パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - （イ）株式会社国建
 - （ウ）日比谷パーク法律事務所
- サ 本事業の事業者選定委員等が属する企業等若しくはその企業等と資本面・人事面において関連のある者でないこと。
- シ 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ス 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

3 応募者の参加資格要件（業務別）

応募者の構成員及び協力企業のうち、設計、建設、調理設備の調達・設置、工事監理、維持管理、及び運営の各業務に当たる者は、上記 2 の要件に加えてそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

(1) 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、ア～オの要件を全て満たすこと。ただし、設計業務に当たる者が複数の場合には、少なくとも 1 者がア～オの要件を全て満たし、他の者はイ及びエの要件を満たすこと。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

- イ 令和5年度・令和6年度うるま市入札参加者資格（測量・コンサル）を有すること。入札参加資格を有していない場合の手続きについては、「5 入札参加資格を有していない場合の手続き」を参照すること。
- ウ HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。
- エ 市内に本店又は主たる営業所を有すること。
- オ 2013年（平成25年）4月1日以降に、元請として、延床面積2,000㎡以上の公共施設（本事業において、地方自治法第238条4に定める行政財産のうち、公用若しくは公共用に供する財産の建築物のこと。以下同じ）の設計業務実績があること。なお、JVとしての実績の場合には、JVの代表者として当該実績を満たすこと。

※上記ウの HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していることとは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の設計実績、ドライシステムの学校給食の設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する講習会の受講実績又は審査員資格等を修しているものとする。

(2) 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、次の要件を満たすこと。

参加形態		満たすべき要件
1 者のみで参加		<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員とすること ・ ア、ウ、エ、オを満たすこと
複数者で参加	少なくとも1者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員とすること ・ ア、ウ、エ、オを満たすこと
	他の者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員又は協力企業とすること ・ ア、ウ、エ又はイ、ウ、エを満たすこと

- ア 建設業法第15条の規定による建築一式工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- イ 建設業法第15条の規定による土木一式工事業、電気工事業、管工事業のいずれかに係る特定建設業の許可を有すること。
- ウ 令和5年度・令和6年度うるま市入札参加者資格（工事）において、うるま市建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程に定める入札参加資格の業種が建築工事業であること。入札参加資格を有していない場合の手続きについては、「5 入札参加資格を有していない場合の手続き」を参照すること。
- エ 市内に本店又は主たる営業所を有すること。
- オ 2013年（平成25年）4月1日以降に、元請として、延床面積2,000㎡以上の公共施設の建設業務実績があること。なお、JVとしての実績の場合には、JVの代表者として当該実績を満たすこと。

(3) 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、ア～エの要件を全て満たすこと。ただし、工事監理業務に当たる者が複数の場合には、少なくとも1者がア～エの要件を全て満たし、他の者はイの要件を満たすこと。

なお、工事監理業務は、建設業務に当たる者と同じの者又は資本面若しくは人事面において関連がある者が実施してはならない。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ 令和5年度・令和6年度うるま市入札参加者資格（測量・コンサル）を有すること。入札参加資格を有していない場合の手続きについては、「5 入札参加資格を有していない場合の手続き」を参照すること。
- ウ HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。
- エ 2013年（平成25年）4月1日以降に、元請として、延床面積2,000㎡以上の公共施設の工事監理業務実績又は設計業務実績があること。

※上記ウの HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していることとは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の設計又は工事監理実績、ドライシステムの学校給食の設計又は工事監理実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する講習会の受講実績又は審査員資格等を修しているものとする。

(4) 調理設備調達・搬入設置業務に当たる者

調理設備調達・搬入設置業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、アの要件を満たすこと。なお、調理設備調達・搬入設置業務に当たる者が複数の場合については、全ての者がアの要件を満たすこと。

- ア 令和5年度・令和6年度うるま市入札参加者資格（警備・清掃等及び物品）を有すること。入札参加資格を有していない場合の手続きについては、「5 入札参加資格を有していない場合の手続き」を参照すること。

(5) 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、ア及びイの要件を満たすこと。ただし、維持管理業務に当たる者が複数の場合については、少なくとも1者がア及びイの要件を満たし、他の者はアの要件を満たすこと。

- ア 令和5年度・令和6年度うるま市入札参加者資格（警備・清掃等及び物品）を有すること。入札参加資格を有していない場合の手続きについては、「5 入札参加資格を有していない場合の手続き」を参照すること。
- イ 2013年（平成25年）4月1日以降に、公共施設の維持管理業務実績（指定管理者等）があること。

(6) 運營業務に当たる者

運營業務に当たる者は、構成員とし、ア及びイの要件を満たすこと。ただし、運營業務に当

たる者が複数の場合には、少なくとも1者が構成員であれば、他の者は協力企業としてもよい。また、少なくとも1者がア及びビの要件を満たし、他の者はアの要件を満たすこと。

ア HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。

イ 3,000食以上の学校給食施設又は集団調理場施設における運営業務の実績及び運営能力を有していること。

※上記アの HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していることとは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設での運営実績、ドライシステムの学校給食での運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する講習会の受講実績又は審査員資格等を修しているものとする。

(7) その他業務に当たる者（任意）

(1)～(6)の業務に当たらない者が参加する場合は、その他業務に当たる者として参加するものとする。その他業務に当たる者は、応募者の参加資格要件（共通）を満たすこと。

4 参加資格の確認基準日

参加資格の確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

5 入札参加資格を有していない場合の手続き

令和5年度・令和6年度うるま市競争入札参加者の資格を有していない者については、入札参加資格者の資格審査に準じた本事業に係る資格審査を受けることができる。本事業に係る資格審査を希望する場合は、市へ直接問い合わせること。

2023年（令和5年）5月31日までに入札参加資格申請書類を提出することができ、市は臨時の審査を行う。なお、この申請によって得た入札参加資格については、本事業にのみ有効である。

6 参加資格の喪失

(1) 参加資格確認基準日から提案書類提出締切日前日までの間の参加資格の喪失

参加資格確認基準日から提案書類提出締切日前日までの間に、参加資格確認通知を受けた応募者の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格となる。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次の場合に限り、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

ア 当該応募者が参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格を確認し、これを認めた場合。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。

イ 構成員又は協力企業が複数である応募者の場合、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で全ての参加資格要件等を満たすことを市が認めた場合。

(2) 提案書類の提出締切日から優先交渉権者決定日までの間の参加資格の喪失

提案書類の提出締切日から優先交渉権者決定日までの間に、応募者の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格となり、優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次の場合に限り、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

- ア 当該応募者が参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。
- イ 構成員又は協力企業が複数である応募者の場合、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で全ての参加資格要件等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断した場合。

(3) 優先交渉権者決定日の翌日から事業契約締結日までの間の参加資格の喪失

優先交渉権者決定日の翌日から事業契約締結日までの間に、優先交渉権者の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は優先交渉権者と基本協定又は事業契約を締結しない場合がある。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次の場合に限り、当該優先交渉権者と基本協定又は事業契約を締結する。

- ア 当該優先交渉権者が参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。
- イ 構成員又は協力企業が複数である応募者の場合、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で全ての参加資格要件等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断した場合。

7 SPC との契約手続

(1) 契約手続

市は、優先交渉権者と協議を行い、基本協定を締結する。優先交渉権者は、基本協定に従い特定事業仮契約締結までに本事業を実施するSPCを設立する。市は当該SPCを事業者とし、当該SPCと随意契約により事業契約を締結する。

(2) SPC の設立等の要件

- ア 優先交渉権者は、仮契約の締結前までに会社法に定める株式会社として本事業を営むに当たり妥当な資本金を持った SPC を設立し、登記簿謄本上の本社所在地を市内とするものとする。なお、本施設所在地を SPC の本店所在地とすることを認める。
- イ 参加者の構成員は、SPC への議決権株式による出資を行うものとする。構成員からの議決権の合計は、全体の 50% を超えるものとする。また、代表企業は出資者中唯一の最大出資者とする。
- ウ 全ての出資者は、事業期間中、SPC の議決権株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。ただし、事業期間中における構成員間の出資比率の変更による代表企業の変更については、当該変更後においても、より効果的・効率的且つ安定した事業の継続性が確保されることを市が確認した場合に限り認めるものとする。なお、当該変更の予定がある場合については、事業提案時に表明すること。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

日程	内容
2023年(令和5年)5月2日(火)	募集要項等の公表
2023年(令和5年)5月18日(木) ～5月19日(金)	事業用地及び対象校配膳室の現地見学期間
2023年(令和5年)5月24日(水) ～5月26日(金)	募集要項等に関する第1回質問の受付／締切
2023年(令和5年)6月9日(金)	募集要項等に関する第1回質問に対する回答
2023年(令和5年)6月16日(金)	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付／締切
2023年(令和5年)6月28日(水)	参加資格審査結果の通知
2023年(令和5年)7月5日(水) ～7月7日(金)	募集要項等に関する第2回質問の受付／締切
2023年(令和5年)7月24日(月)	募集要項等に関する第2回質問に対する回答
2023年(令和5年)9月11日(月)	提案書類の受付
2023年(令和5年)10月中旬	応募者に対するヒアリング
2023年(令和5年)10月中旬	優先交渉権者の決定及び公表
2023年(令和5年)10月下旬	基本協定の締結
2023年(令和5年)11月	特定事業仮契約の締結
2023年(令和5年)12月	特定事業仮契約に係る議会の議決(本契約の締結)

(2) 応募手続等

ア 募集要項等の公表

特定事業の選定を踏まえ、募集要項等を公表する。

なお、要求水準書資料3(事業用地のボーリング調査結果)については、5月中旬までに市ホームページに公表を予定している。

イ 配付資料の配付

別添資料1「要求水準書」の配付資料を希望する事業者に対して、資料の配付を行う。

(ア) 配付期間 2023年(令和5年)5月2日(火)～5月12日(金)

(イ) 配付場所 第7の4を参照のこと。

(ウ) 受取方法

市に事前に電話連絡の上、受け取りに来ること。なお、受け取り時に「配付資料に関する誓約書」(別添資料2「様式集」様式1-1)を提出すること。また、電子メールでの配付を希望する場合、「配付資料に関する誓約書」(別添資料2「様式集」様式1-1)を提出すること。

ウ 事業用地及び対象校配膳室の現地見学期間

希望する応募者に対して、事業用地及び対象校配膳室の見学機会を設ける。次の期間において、1社（又はグループ）につき最大2日間を見学期間とする。なお、現地見学の詳細については市において調整を行い、5月15日（月）までに電子メールにて通知する。

- (ア) 見学期間 2023年（令和5年）5月18日（木）～5月19日（金）
- (イ) 受付期間 2023年（令和5年）5月2日（火）～5月10日（水）午後5時
- (ウ) 受付方法 電子メールにより市へ提出すること。（別添資料2「様式集」様式1-2）
- (エ) 提出先 第7の4を参照のこと。

エ 募集要項等に関する第1回質問の受付

募集要項等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (ア) 受付期間 2023年（令和5年）5月24日（水）～5月26日（金）午後5時
- (イ) 受付方法 電子メールにより市へ提出すること。（別添資料2「様式集」様式1-3）
- (ウ) 提出先 第7の4を参照のこと。

オ 募集要項等に関する第1回質問に対する回答

募集要項等の内容等に関する質問に対する回答については、2023年（令和5年）6月9日（金）までに市ホームページにおいて公表する。なお、参加資格審査に関わる質問については先行して回答する場合がある。

カ 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

応募者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、本事業に係る参加資格の審査を受けること。

- (ア) 提出書類 別添資料2「様式集」様式2-1～2-12を参照のこと。
- (イ) 提出方法
 - a 提出期間 2023年（令和5年）6月16日（金）午前9時～午後5時
 - b 提出方法 持参又は郵送（書留での郵送に限るものとし、提出日必着とする。）によるものとする。
 - c 提出先 第7の4を参照のこと。

キ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は応募者の代表企業に対して、令和5年6月28日（水）までに書面により通知する。なお、市は、参加資格審査通過者に受付番号を通知する。参加資格通過者は、以降、本事業への参加に当たりこの受付番号を使用すること。

ク 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

- (ア) 提出期間 2023年（令和5年）7月3日（月）～7月5日（水）午後5時
- (イ) 提出方法 持参又は郵送（書留での郵送に限るものとし、提出期間内必着とする。）によるものとする。なお、様式は任意とする。（代表企業の代表社印を要する。）
- (ウ) 提出先 第7の4を参照のこと。
- (エ) 市は説明を求められた場合、説明を求めた応募者の代表企業に対して、2023年（令和5年）7月12日（水）までに書面により回答する。

ケ 募集要項等に関する第2回質問の受付

募集要項等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間 2023年(令和5年)7月5日(水)～7月7日(金)午後5時

(イ) 受付方法 電子メールにより市へ提出すること。(別添資料2「様式集」様式1-3)

(ウ) 提出先 第7の4を参照のこと。

コ 募集要項等に関する第2回質問に対する回答

募集要項等の内容等に関する質問に対する回答については、2023年(令和5年)7月24日(月)までに市ホームページにおいて公表する。

サ 提案書類の受付

本事業に関する提案書類を次のとおり受け付ける。なお、一度提出された提案書類については、変更等(修正、差換え等)を認めないものとする。

(ア) 提出日時 2023年(令和5年)9月11日(月)午前9時～午後5時

(イ) 提出方法 持参又は郵送(書留での郵送に限るものとし、提出日必着とする。)によるものとする。

(ウ) 提出書類 別添資料2「様式集」様式4-1～11-6を参照のこと。

(エ) 提出先 第7の4を参照のこと。

シ 応募者に対するヒアリング

提案書類の審査に当たって、応募者に対するプレゼンテーション及び提案内容に関するヒアリングを実施する。実施時期は2023年(令和5年)10月中旬を予定している。日時、場所、プレゼンテーション及びヒアリング内容等は、事前に代表企業に通知する。

ス 優先交渉権者の決定及び公表

提出された提案書類について総合的に評価を行い、新石川調理場整備運営事業PFI事業者選定等委員会(以下「選定委員会」という。)の審査を経て優先交渉権者を決定する。なお、審査結果は市のホームページにおいて公表する。

セ 基本協定の締結

市は、優先交渉権者が決定し次第、速やかに優先交渉権者と基本協定を締結する。

ソ 事業契約締結

市は、優先交渉権者が設立するSPCと特定事業仮契約を締結する。

特定事業仮契約は、市議会の議決を経て本契約となる。

2 提案における留意事項

(1) 公正性の確保

応募者は、次の禁止事項に抵触した場合には、本事業への参加資格を失うものとする。

ア 応募に当たって、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

イ 応募に当たって、応募者は競争を制限する目的で他の応募者と提案金額及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に提案金額及び提案内容等を定めなければならない。

- ウ 応募者は、優先交渉権者の決定前に他の応募者に対して、提案金額及び提案内容等を意図的に開示してはならない。
- エ 応募者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、選定委員会の委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。

(2) 参加に伴う費用負担

参加に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 提案書類作成要領

提案書類を作成するに当たっては、別添資料2「様式集」に示す指示に従うこと。

(4) 応募の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、応募を辞退する場合は、提案書類提出に至るまでに、別添資料2「様式集」様式3を担当まで提出すること。

(5) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア 参加資格がない者又は市が参加資格の確認結果を通知する書類を受領しなかった者が行った提案。
- イ 参加表明書に記載された応募者の代表企業以外の者が行った提案。
- ウ 参加資格確認後、提案書類提出日までに参加資格要件を欠いた者を構成員又は協力企業として構成している応募者が行った提案。
- エ 同一提案について応募者又は応募者の代理人が二以上の提案をしたときは、その全部の提案。
- オ 同一提案について応募者及び応募者の代理人がそれぞれ提案したときは、その双方の提案。
- カ 明らかに連合によると認められる提案。
- キ その他提案の条件に違反した提案。

(6) 提案書類の取り扱い

ア 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の実施に当たって公表等が必要と認められるときは、市は業務提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、採択に至らなかった提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

第4 提案条件に関する事項

1 立地条件

(1) 事業用地	うるま市石川 2201 番地
(2) 法的要件	用途地域外
(3) 敷地面積	約 9,300 m ²

2 施設要件等

(1) 施設要件

本施設に必要な機能は、次表のとおりとする。

詳細は、要求水準書を参照のこと。

区域区分		諸室等
給食エリア	汚染作業区域	【荷受・検収・下処理エリア】 荷受プラットフォーム、肉魚類荷受室・検収室、野菜類荷受室・検収室、泥落とし・皮むきコーナー（※1）、油庫、食品庫、計量室、冷蔵庫、冷凍庫、野菜類下処理室、肉魚類下処理室、洗米コーナー（※1）、肉・魚類仕分室、器具洗浄室、廃棄庫、備品庫、前室等
		【洗浄エリア】 回収前室（※2）、洗浄室、前室、特別洗浄室（※2）、残渣処理室、残渣保管室（※2）等
	非汚染作業区域	【調理エリア】 上処理コーナー（※1）、煮炊き調理室、揚物・焼物・蒸物室、和え物室、アレルギー対応食調理室、冷蔵庫、冷凍室、器具洗浄室、前室等
		【配送・コンテナプールエリア】 コンテナ室、配送前室等
	一般区域	調理員用更衣室、調理員用便所、洗濯室（※2）、乾燥室（※2）、倉庫、調理員用休憩室等
共用部分	玄関ホール・風除室、多目的室、見学通路、外来者用便所、バリアフリートイレ、倉庫、物品庫、掲示スペース等	
一般エリア	市専用部分	市職員用事務室、市職員用更衣室、市職員用便所、給湯室等
	事業者専用部分	事業者用事務室等
	その他	機械室、消火ポンプ室等
付帯施設		ごみ庫、厨房除害施設、受水槽、駐車場、屋根付き駐輪場、配送車両置き場、洗車スペース、構内通路、門扉、囲障、植栽、外灯、進入路等

(2) 提供食数

一日の最大 7,500 食（その内、アレルギー対応食は 120 食）とする。

(3) 配送校

小学校 (10 校)	川崎小学校、天願小学校、あげな小学校、田場小学校、兼原小学校、中原小学校、赤道小学校、宮森小学校、城前小学校、伊波小学校
中学校 (2 校)	石川中学校、伊波中学校

(4) 児童・生徒・職員数及び学級数等

児童・生徒・職員数及び学級数等は、要求水準書を参照のこと。

(5) 献立方式

ア 献立方式は 1 献立（主食、主菜、副菜、汁物、デザート、牛乳の副食 5 品）とする。

イ ご飯・パン・麺、牛乳は、市が別途手配する納入業者が学校へ直送する。なお、週 1 回程度、本施設において郷土料理のジューシー等の炊き込みご飯や、麺料理、揚げパン等の調理、配送を行う。

ウ 食物アレルギー対応食は、通常の献立を基本とした除去食とし、将来的には代替食の提供も想定する。

(6) 施設稼働日数

施設稼働日数は、1 年で 190 日程度を予定している。

3 事業計画に関する条件

(1) 提案価格

ア 提案価格の算定方法

市が支払うサービス対価の合計を提案価格とすること。提案価格の算定方法等については、別紙 2「提案金額の算定方法」及び別紙 3「サービス対価の支払方法」を参照のこと。

イ 交付金及び起債の考え方

交付金及び起債の考え方については、別紙 2「提案金額の算定方法」及び別紙 3「サービス対価の支払方法」を参照のこと。

(2) 提案上限額

本事業の提案上限額は次のとおりとする。（消費税及び地方消費税を含む。）

9,630,244 千円

第5 審査及び選定に関する事項

1 選定委員会

学識経験者及び市職員で構成する選定委員会が提案書類等の審査を行い、市は、選定委員会の審査により選定された最優秀提案者を基に、優先交渉権者を決定する。

選定委員会は次の委員で構成される。なお、選定委員会は非公開とする。

委員長	うえだ かずお 植田 和男	日本 PFI・PPP 協会 会長兼理事長
副委員長	いぐち なおこ 井口 直子	琉球大学 農学部 亜熱帯生物資源学科 准教授
委員	なかそね 仲宗根 あゆみ	日本公認会計士協会沖縄会 会員
	きんじょう かずあき 金城 和明	うるま市企画部長
	かねしろ てつお 兼城 哲夫	うるま市社会教育部参事

2 選定委員会の委員等への接触の禁止等

本募集要項公表後、質問等は所定の手続きによるものとし、その他の方法による問い合わせに対してはいかなる者からの問い合わせも受け付けないものとする。

なお、優先交渉権者決定までの間、選定委員会の委員及び市職員に対して、審査に関する働きかけを行うなど、本事業に関する不正な接触の事実が認められた場合は失格とする。

3 選定方法

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、事業者には効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、優先交渉権者の決定に当たっては、設計・建設能力、維持管理能力、運営能力、事業計画能力及び市の財政支出額等を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式で実施する。

4 審査の方法

(1) 資格審査

市は、応募者が参加表明時に提出する参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者に通知する。

(2) 提案審査

あらかじめ設定した別添資料3「優先交渉権者決定基準」に従って、選定委員会において提案書類の審査を行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、応募者の提出した提案内容について、評価項目ごとに点数化し、点数の合計が最も高い提案を最優秀提案、次に点数の高い提案を次点提案として選定する。なお、評価項目や評価方法は、別添資料3「優先交渉権者決定基

準」を参照のこと。

(3) 審査事項

審査事項は別添資料3「優先交渉権者決定基準」を参照のこと。

(4) 審査結果

審査結果は公表する。

5 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を基に選定された最優秀提案者を優先交渉権者、次点提案者を次点交渉権者として決定する。

6 募集の中止

応募者が1者の場合も選定手続を行う。ただし、募集妨害の疑い、不正又は不誠実な行為等により選定手続を執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、執行延期、再募集又は取り止め等の対処を図る場合がある。

7 優先交渉権者を決定しない場合

事業者の募集及び選定の過程において、応募者が無い等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合は、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに市ホームページにおいて公表する。

8 次点交渉権者との協議

(1) 契約の内容に関する協議が成立しない場合

市は、優先交渉権者との間で契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者と協議を行う。

(2) 契約締結までに優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合

市は、契約締結までに優先交渉権者が第2で定める要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者と協議を行う。

9 結果の通知及び公表

優先交渉権者及び次点交渉権者の決定結果は、優先交渉権者及び次点交渉権者の決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

第6 事業契約に関する事項

1 基本協定の締結

市と優先交渉権者は、募集要項等及び提案書類に基づき、基本協定を締結する。基本協定（別添資料4「基本協定書（案）」）の締結により、優先交渉権者を事業者とする。

2 事業者との特定事業仮契約の締結

市は、基本協定に基づいて事業者が設立したSPCと本事業についての事業契約（別添資料5「事業契約書（案）」）の仮契約を締結する。

3 事業契約に係る議会の議決（本契約）

特定事業仮契約は、市議会の議決を経て本契約となる。

4 契約を締結しない場合

優先交渉権者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、優先交渉権者の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合、市は優先交渉権者と事業契約を締結しない。この場合において、市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該優先交渉権者が、参加資格を欠いた構成員又は協力企業を除いた上で、市が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該優先交渉権者と事業契約を締結するものとする。

5 費用の負担

契約書の作成に係る優先交渉権者又は事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、優先交渉権者又は事業者の負担とする。

6 契約保証金

契約保証金は、施設の設計・建設期間において、施設整備費（サービス対価A及びBの元本）の合計金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10以上を納付するものとする。詳細は、別添資料5「事業契約書（案）」を参照すること。

7 金融機関と市の協議（直接協定）

市は、事業の継続性を確保する目的で事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、事業者に資金提供を行う金融機関と協議し、直接協定を締結する。

第7 事業実施に関する事項

1 誠実な事業の遂行

事業者は、別添資料5「事業契約書（案）」に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

2 市による本事業の実施状況の確認

(1) 業務の実施状況の確認（モニタリング）

ア 市は、設計及び建設業務並びに維持管理及び運営業務の実施状況の確認について、別添資料5「事業契約書（案）」に定めるところにより実施する。

イ 維持管理及び運営業務の実施状況の確認の詳細については、別紙4「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」に定める。

(2) サービス対価の減額

事業契約書及び要求水準書に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。サービス対価の減額については、別紙4「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」に定める。

3 支払い手続

支払い手続については、別紙3「サービス対価の支払い方法」に定める。

4 問合せ及び書類提出先

本募集要項等に関する問合せ及び書類提出先は、次のとおりとする。

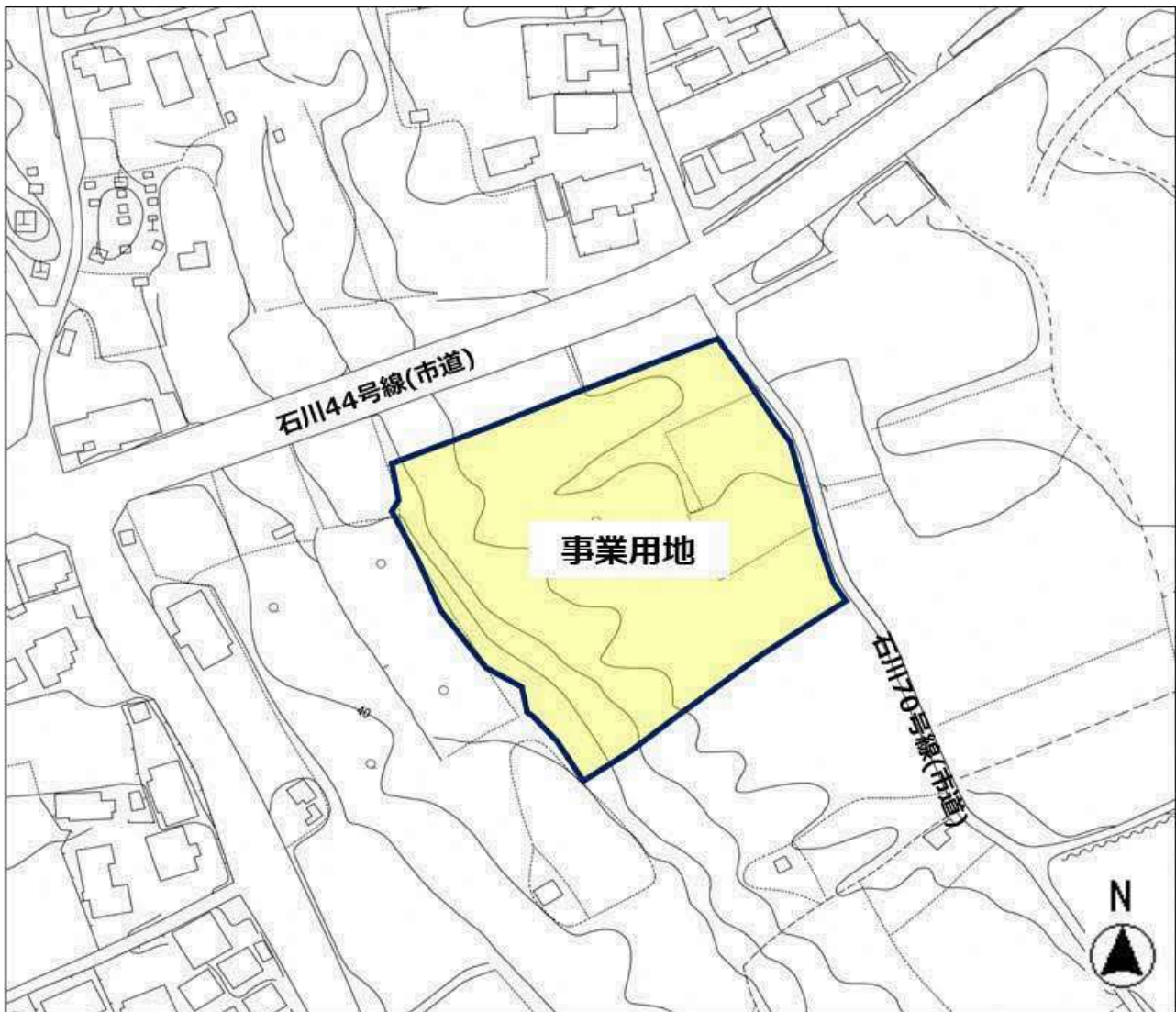
- | | |
|----------------|---|
| (1) 担当部署 | うるま市 企画部 プロジェクト推進1課 1課第1係 |
| (2) 住 所 | 〒020-8532 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 |
| (3) 電 話 | 098-973-5373 |
| (4) 電子メールアドレス | project-ka@city.uruma.lg.jp |
| (6) ホームページアドレス | https://www.city.uruma.lg.jp/sangyou/146/28479 |

別紙1 事業用地図

事業用地位置図（広域）



事業用地位置図（詳細）



事業用地は現在私有地を含む(市にて取得予定)。

別紙2 提案金額の算定方法

1 サービス対価の構成

市が事業者に支払うサービス対価は次のとおりとする。

【表 サービス対価の構成】

項目		内容				
サービス対価	サービス対価A	①文部科学省学校施設環境改善交付金対象となる費用 ②沖縄振興特別市町村推進交付金対象となる費用 ③起債対象となる費用				
	サービス対価B	①設計業務、工事監理業務及び建設業務に係る費用のうち、サービス対価Aを控除した額 ②その他の費用 ・工事中金利、融資手数料、設計・建設期間中の保険料・諸経費 等 ③割賦金利				
	サービス対価C	①開業準備業務に係る費用				
	サービス対価D	<table border="1"> <tr> <td>①学校給食調理 固定費</td> <td rowspan="4">以下の費用について、事業者が固定費又は変動費として算定し提案する。 ア 維持管理業務に係る費用 イ 運営業務に係る費用 ウ SPC 経費 等</td> </tr> <tr> <td>②学校給食調理 変動費</td> </tr> <tr> <td>③配送車の燃料費</td> </tr> <tr> <td>④修繕・更新費</td> </tr> </table>	①学校給食調理 固定費	以下の費用について、事業者が固定費又は変動費として算定し提案する。 ア 維持管理業務に係る費用 イ 運営業務に係る費用 ウ SPC 経費 等	②学校給食調理 変動費	③配送車の燃料費
①学校給食調理 固定費	以下の費用について、事業者が固定費又は変動費として算定し提案する。 ア 維持管理業務に係る費用 イ 運営業務に係る費用 ウ SPC 経費 等					
②学校給食調理 変動費						
③配送車の燃料費						
④修繕・更新費						

※提案金額は上記の項目ごとに算定するものとし、それぞれ税込とする。サービス対価Bの割賦金利は消費税及び地方消費税を含まないものとする。なお、消費税率が変更された場合には、変更後の税率に基づき適切に支払うものとする。

2 サービス対価の算定方法

(1) サービス対価Aの算定方法

設計業務、建設業務、工事監理業務に係る対価のうち、施設引渡し後に一括で支払うサービス対価Aは、次のとおり算定し、提案を行うものとする。

以下の表に示す文部科学省学校施設環境改善交付金の内容は、現在の「学校施設環境改善交付金交付要綱」に基づき算定した試算額及び算定式である。実際に支払う交付金額は、令和5年度時点の同要綱に基づいて算定した額となる。

なお、事業者は、市が文部科学省学校施設環境改善交付金の交付を受けるに当たり、設計及び建設段階において必要となる文部科学省等への申請書類等の作成において、全面協力すること。

【表 サービス対価Aの算定方法】

項目		内容
サービス対価A ①+②	ア 文部科学省学校施設環境改善交付金	① 交付金想定額：390,000千円（税込） （交付対象額：1,170,000千円（税込））
	イ 沖縄振興特別市町村推進交付金	① 交付金想定額：279,095千円 （交付対象額：348,870千円）
	ウ 起債による一括支払金	② 起債 （ア交付対象額－交付金想定額）×90%＋ （イ交付対象額－交付金想定額）×100%＋ （合併特例債対象額－交付対象額）×95%＋ （学校教育施設事業債対象額－交付対象額）×75%

※1 記載している交付金の金額については、あくまで市が現時点で想定している参考値である。

※2 上記の算定方法により算定したサービス対価Aについて、交付金の算定単価や起債の対象内容により、提案時の金額と異なる場合がある。その結果、提案後サービス対価Aの見直しを行った場合には、サービス対価Bの割賦元本についても併せて見直すものとする。ただし、この場合に金融機関との間で事務手数料等が発生する場合には事業者の負担とする。

※3 起債対象額は別添資料2「様式集」様式6-8① 初期投資費内訳書における、「Ⅰ. 設計業務」、「Ⅱ. 工事監理業務」及び「Ⅲ. 建設業務」を対象とする。

※4 合併特例債対象額は、令和7年度までの出来高のうち、令和7年度までのイの交付対象額を除いた額を対象とし、学校教育施設事業債対象額は令和8年度の出来高のうち、令和8年度のアイの交付対象額を除いた額を対象とする。

(2) サービス対価Bの算定方法

設計業務、建設業務、工事監理業務、各種備品等調達業務に係る対価のうち、維持管理・運営期間にわたり平準化して支払うサービス対価Bは、応募者が提案する別紙2の1に示すサービス対

価B①～⑤を割賦元金とし、応募者が提案する割賦金利を加え、15年間の元利均等方式によって算定するものとする。

【表 サービス対価の算定方法】

項目	内容
ア 割賦元金	サービス対価B①～⑤
イ 割賦金利	基準金利＋スプレッド（応募者の提案による利鞘）

基準金利は、次のとおりとする。

【表 基準金利】

項目	内容
ア 提案時の基準金利	0.846% ※Refinitiv（登録商標）より提供されている2023年4月3日現在の東京スワップレファレンスレート（TONA 参照）として JPTSRT0A=RFTB に掲示されている TONA ベース 15年もの（円／円）金利スワップレート
イ 金利確定日	施設引渡予定日（※施設により異なる場合は、最後の施設引渡し予定日）の2銀行営業日前（銀行営業日でない場合はその前営業日）
ウ 金利確定日の基準金利	金利確定日において Refinitiv（登録商標）より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA 参照）として JPTSRT0A=RFTB に掲示されている TONA ベース 15年もの（円／円）金利スワップレート中値とする。

(3) サービス対価Cの算定方法

ア サービス対価Cの算定方法

開業準備業務に係る全ての費用を開業準備業務完了後に一括で支払う。

(4) サービス対価Dの算定方法

ア サービス対価Dの算定方法

維持管理業務及び運営業務に係る対価であるサービス対価Dは、次のとおり構成される。それぞれ次のとおり算定し、提案を行うものとする。

【表 サービス対価の算定方法】

項目		内容
サービス対価D	①学校給食調理固定費	a 施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び SPC 経費等に係る費用が含まれることを想定している。 b 固定費は、各年度、応募者が提案する一定の額とする。
	②学校給食調理変動費	a 提供食数に応じて変動する人件費等に係る費用が含まれることを想定している。

項目	内容
	b 変動費は、各期における合計の提供食数（後述イ「提供給食数の考え方」を参照のこと。）に対し、応募者が提案する1食単価を乗じた額とする。なお、変動費は適切な金額を設定すること。
③配送車の燃料費	a 配送車に使用する燃料費を想定している。 b 配送車の燃料費は、応募者が提案する燃料単価に応募者が提案する使用量を乗じた額とする。 c 支払いにおいて市は、実使用量が応募者の提案する使用量を超過する場合に、超過分についての配送車の燃料費は支払わない。
④修繕・更新費	a 本施設で必要となる修繕・更新費を想定している。 b 市は、長期修繕計画に基づく修繕・更新費について、応募者が提案した各年度の金額を概ね5年ごとに区分し、それぞれの区分における各回の支払いを同額とする。*

※ 計60回の支払いを第1回～第20回、第21回～第40回、第41回～第60回の区分とする。

イ 提供給食数の考え方

(ア) 各年度の一日あたりの提供食数

学校給食調理の固定費及び変動費は、次の各年度の提供食数があるものとして算定し、提案を行うものとする。下記はあくまで提案時の参考であり、実際の変動費の支払は実際の提供食数に応じた支払いとなる。また1年間の給食提供日数は190日として計算するものとする。

【表 各年度の提供食数の推定値】

年度	期間	日提供食数	提供日数	年間合計提供食数
2026年度（令和8年度）	8月～3月	7,517食/日	135日	1,014,795食
2027年度（令和9年度）	4月～3月	7,450食/日	190日	1,415,500食
2028年度（令和10年度）	4月～3月	7,383食/日	190日	1,402,770食
2029年度（令和11年度）	4月～3月	7,316食/日	190日	1,390,040食
2030年度（令和12年度）	4月～3月	7,250食/日	190日	1,377,500食
2031年度（令和13年度）	4月～3月	7,222食/日	190日	1,372,180食
2032年度（令和14年度）	4月～3月	7,194食/日	190日	1,366,860食
2033年度（令和15年度）	4月～3月	7,166食/日	190日	1,361,540食
2034年度（令和16年度）	4月～3月	7,138食/日	190日	1,356,220食
2035年度（令和17年度）	4月～3月	7,108食/日	190日	1,350,520食
2036年度（令和18年度）	4月～3月	7,067食/日	190日	1,342,730食
2037年度（令和19年度）	4月～3月	7,026食/日	190日	1,334,940食
2038年度（令和20年度）	4月～3月	6,985食/日	190日	1,327,150食
2039年度（令和21年度）	4月～3月	6,944食/日	190日	1,319,360食

年度	期間	日提供食数	提供日数	年間合計提供食数
2040年度（令和22年度）	4月～3月	6,902食/日	190日	1,311,380食
2041年度（令和23年度）	4月～8月	6,854食/日	75日	514,050食

(イ) 提供給食数の決定方法

市は、事業者に対し提供月の前月末までに、予定する給食数の概数（以下「予定給食数」という。）を提示する。

予定給食数の提示後、学校行事等の日程変更等により、予定する提供食数に変更がある場合、市は、事業者に対し提供実施日の2稼動日前の16時までに実施する給食数（以下「実施給食数」という。）を提示する。

予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）は200食以内を基本とする。変更給食数が200食を超える場合は協議を行うものとし、変更給食数が-200食を下回る場合、事業者は予定給食数から200食を減じた食数により、変動費を算定する。

なお、予定給食数においては、(ア)に示す提供食数の推定値未満の提示もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではないことに留意すること。

(ウ) 実際の提供給食数と変動費の算定方法

支払いに際しての実際の提供給食数と変動費の算定の基礎となる食数の関係を次に整理する。

【表 実際の提供食数と変動費の算定の関連性】

変更給食数	提供給食数	変動費の算定基礎となる食数
±200食以内	実施給食数	同左
+200食超	予定給食数 +200食 +事業者の応諾した食数	同左
-200食超	実施給食数	予定給食数-200食

(エ) 提供日数の見直し

市は、毎年度4月1日から3月31日までの1年間の給食の提供日数が171日以上200日以下とならない場合は、それを超える（又は下回る）日数については、次のとおりに見直しを行う。ただし、サービス対価Dの支払いの加算又は減算の対象とすることが合理的でない費用については、加算又は減算の対象外とする。

【表 提供日数の見直し方法】

提供日数	見直し料金	見直し方法
200日を上回った場合	上回った日数（年間提供日数-200日）×当該年度の固定料金/190日	見直し料金を当該年度の1月～3月のサービス対価Dの支払いに加算
171日を下回った場合	下回った日数（171日-年間提供日数）×当該年度の固定料金/190日	見直し料金を当該年度の1月～3月のサービス対価Dの支払いから減算

別紙3 サービス対価の支払方法

1 サービス対価の支払い方法

(1) サービス対価の支払い方法

サービス対価の支払い方法は次のとおりとする。

【表 サービス対価の支払い方法】

	費用項目	支払い方法
サービス対価	サービス対価A	<p>サービス対価Aは前払金及び出来高に応じた支払を想定する。</p> <p>【サービス対価A1（前払い）】</p> <p>ア サービス対価Aの対象金額のうち、イ及びウの条件を満たす請求がなされた場合に市は前払金として支払う。</p> <p>イ 事業者によるサービス対価A1の請求は、事業契約書に規定されたサービス対価A1の支払を受けるための定めを全て遵守したものでなければならない。</p> <p>ウ 各年度の請求対象のサービス対価A1は、当該年度のサービス対価Aの支払想定額の設計業務は10分の3まで、工事監理業務は10分の3まで、建設業務は10分の4までをそれぞれ上限とする。</p> <p>エ その他サービス対価A1の前払いの手続及び前払金の取扱いは、事業契約書及び市の定めるところによる。</p> <p>【サービス対価A2（出来高払い）】</p> <p>ア 対象費目に対して交付金及び起債を用いて、市の定めるところにより、毎年度の出来高に応じて一括支払金として支払う。</p> <p>イ 事業者は、毎年度の出来高を市へ報告し、各年度に市の定める手続により出来形検査を受ける。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。なお、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。</p> <p>ウ 市は出来形検査後に検査結果通知書を交付する。事業者は、当該検査結果通知書の受領後、当該検査結果通知書に基づきサービス対価A2に係る支払の請求を行うことができる。</p> <p>エ 市は、事業者から請求があった日から30日以内にサービス対価A2を支払う。</p> <p>オ なお、サービス対価A2の算定時には、対象金額から前払いされたサービス対価A1を控除して算定する。</p>

	サービス対価B	<p>ア 市は、割賦元金及び割賦金利を合わせた額について、施設の引渡し後から事業期間の終了までの間、割賦方式にて支払う。初年度は、1回目として施設の引渡し日の翌日～12月31日分、2回目として令和9年1月1日～3月31日分を支払い、以降四半期ごとに計60回に分けて支払う。なお、最終年度の第2四半期分(60回目)は令和23年7月1日～8月20日分となる。</p> <p>イ 市は、割賦元金に係る消費税について、サービス対価Aと合わせて一括で支払う。</p> <p>ウ 割賦金利の計算に用いる利率は、施設引渡日の2銀行営業日前の午前10時30分現在の基準金利(Refinitiv(登録商標)より提供されている東京スワップレファレンスレート(TONA参照)としてJPTSRTOA=RFTBに揭示されているTONAベース15年もの(円/円)金利スワップレート)及び提案されたスプレッドの合計とする。</p> <p>エ 市は、請求書受領後、30日以内に支払う。</p>
	サービス対価C	<p>ア 事業者は、開業準備業務完了後、30日以内に市にサービス対価Cの請求書を提出する。</p> <p>イ 市は、請求書受領後、30日以内に一括で支払う。</p>
	サービス対価D	<p>ア 市は、サービス対価Dについて下記①～④をまとめて計60回支払う。初年度は、1回目として施設の引渡し日の翌日～12月31日分、2回目として令和9年1月1日～3月31日を支払い、以降四半期ごとに計60回に分けて支払う。なお、最終年度の第2四半期分(60回目)は令和23年7月1日～8月20日分となる。</p> <p>イ 市は、事業者の維持管理業務及び運営業務の実施状況をモニタリングし、要求水準を満たしていることを確認した上で、サービス対価Dを支払う。</p> <p>ウ 市は毎月事業者からの報告書の提出を受け、四半期に一度業務状況の良否を判断し、報告書受領後10日以内にモニタリング結果を事業者に通知する。</p> <p>エ 事業者はモニタリング結果受領後、速やかに請求書を発行し、市は請求書受領後、30日以内に支払う。</p>
	①学校給食調理固定費	ア 市は、応募者が提案した各回の額を支払う。
	②学校給食調理変動費	ア 市は、各期における合計の提供給食数に応募者が提案した1食単価を乗じた額を支払う。
	③配送車の燃料費	<p>ア 市は、応募者が提案した燃料単価に応募者が提案した使用量を乗じた額を払う。</p> <p>イ 支払いにおいて市は、実使用量が応募者の提案した使用量を超過する場合に、超過分についての配送車の燃料費は支払わない。対象校の変更が生じた場合のルート変更による実使用量の超過分については、市の負担とする。</p>
	④修繕・更新費	ア 市は、応募者が提案した各回の額を支払う。

(2) サービス対価の支払い時期

サービス対価の支払い時期は次のとおりとする。

【表 サービス対価の支払い時期】

項目	支払対象期間	支払日
第1四半期	4月1日～6月30日	ア サービス対価A：請求書受理後30日以内 (前払い及び出来高に応じて支払い)
第2四半期	7月1日～9月30日	イ サービス対価B：請求書受理後30日以内 (割賦元本に係る消費税については、 サービス対価Aと合わせて一括で支払い)
第3四半期	10月1日～12月31日	ウ サービス対価C：請求書受理後30日以内 (開業準備業務後に一括で支払い)
第4四半期	1月1日～3月31日	エ サービス対価D：請求書受理後30日以内

2 サービス対価の改定

(1) サービス対価A及びBの改定

サービス対価A及びBについて、次のとおり物価変動に基づいて改定させる。

- ア 市及び事業者は、設計・建設期間内で事業契約締結の日から設計業務の完了日（設計業務完了届を市に提出し市の完了確認を得た日）を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価A及びBが不相当となったと認めたときは、相手方に対してサービス対価の変更を請求することができ、市又は事業者は、相手方から請求があったときは、請求に応じなければならない。ただし、残工期（引渡しの日までの期間をいう。以下同じ。）が2ヶ月未満である場合は、請求することができないものとする。
- イ サービス対価の改定方法は、変動前工事費等（本契約に定められたサービス対価A及びBの合計額から割賦金利及びウ(ア)の基準日における出来形（工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。）の額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後工事費等（以下ウにより算出した変動前工事費等に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前工事費等の1,000分の15を超える額（以下、「改定増減額」という。）について、サービス対価Bの元本に加除し、これに基づき割賦金利を再算定したサービス対価Bの改定額を定めるものとする。なお、サービス対価Aの改定は行わない。
- ウ サービス対価の改定手続は、次のとおりとする。
- (ア) アの規定に基づく請求のあった日を基準日とする。
- (イ) 市は、基準日から14日以内に出来形を確認し、変動前工事費等を定め、事業者に通知する。事業者は、市が行う出来形の確認に際し、必要な協力をするものとする。
- (ウ) 改定増減額については、提案日と基準日との間の物価指数に基づき、次の計算式により算定する。

$$A = \alpha \times B - B \times 15/1,000 \quad (\alpha > 0 \text{ のとき})$$

$$A = \alpha \times B + B \times 15/1,000 \quad (\alpha < 0 \text{ のとき})$$

A：改定増減額（サービス対価Bの増減額）

B：変動前残工事費

α : 改定率

$$\text{改定率 } \alpha = \frac{\text{基準日の指数}}{\text{提案日の指数}} - 1$$

※ α は小数点以下第4位を切り捨てるものとし、 α の絶対値が15/1,000に満たない場合は、改定を行わない。

- (エ) 改定率の算定の用いる指標は、建設物価（一般財団法人建設物価調査会）：建設費指数（工場 Factory S－工事原価）とし、提案日及び基準日の属する月の確報値とする。ウの算定は、基準日に属する月の指数の確報値が公表された時点で行うものとする。
- (オ) アに規定する「国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価A及びBが不適当となったと認めたとき」とは、提案日の指数と当該時点に属する月の指数（この場合の指数は、直近の速報値とすることを可とする）との比（上記ウの α に相当する率）の絶対値が1,000分の15を超える時をいう。
- (カ) 設計・建設期間中に、指数の基準年が改定された場合は、改定後の基準年に基づく指数により計算を行うものとする。
- (キ) アの規定による請求は、本規定によりサービス対価の変更を行った後、再度行うことができる。この場合、上記ア～ウにおいて「事業契約締結の日」及び「提案日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づくサービス対価変更の基準日」、「設計業務の完了日（設計業務完了届を市に提出し市の完了確認を得た日）」とあるのは「12ヶ月」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2) サービス対価Dの改定

サービス対価Dは、次のとおり物価変動に基づいて改定させるものとする。改定は毎年度1回とし、翌年度の第1四半期分から反映させる。

改定率 α は、次のとおりとする。

$$\text{改定率 } \alpha = \frac{\text{改定計算時の前年度の物価指数の年度平均値}}{\text{改定計算時の前々年度の物価指数の年度平均値}}$$

※小数点第4位以下の端数は、切り捨てるものとする。

① 学校給食調理固定費

(t年度のサービス対価D（改定後）の固定費)

$$= (\text{t-1年度のサービス対価Dのうち固定費}) \times \text{改定率 } \alpha$$

② 学校給食調理変動費

(t年度の給食1食当たりの単価（改定後）)

$$= (\text{t-1年度のサービス対価Dのうち給食1食当たりの単価}) \times \text{改定率 } \alpha$$

③ 配送車の燃料費

(t年度の配送車の燃料費の単価（改定後）)

$$= (\text{t-1年度のサービス対価Dのうち配送車の燃料費の単価}) \times \text{改定率 } \alpha$$

④ 修繕・更新費

(t 年度の修繕・更新費 (改定後))

$$= (t-1 \text{ 年度のサービス対価Dのうち修繕・更新費の単価}) \times \text{改定率 } \alpha$$

※上記計算により、②～④の単価に円単位未満が生じた場合には端数処理せず、②～④のそれぞれの費用を算出後にそれぞれの費用について円単位未満を四捨五入する。

【表 物価変動による見直し時のサービス対価Dの改定方法】

項目	改定費目	物価指標	改定方法
サービス対価D	①学校給食調理 固定費 (人件費)	毎月勤労統計調査(賃金指数(決まって支給する給与/調査産業計))	ア 毎年度8月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の費目を確定。
	②学校給食調理 変動費 (人件費)		ア 毎年度8月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の変動費に係る1食当りの単価を確定。 イ サービス対価としては、上記の変動費単価に当該年度の各期における合計の提供食数を乗じた額を支払う。
	③学校給食調理 固定費 (人件費以外)	消費税を除く企業向けサービス価格指数(その他諸サービス)	上記①を参照のこと。
	④学校給食調理 変動費 (人件費以外)		上記②を参照のこと。
	⑥配送車の 燃料費		上記①を参照のこと。
	⑤修繕・更新費		上記①を参照のこと。

※初回の計算は契約時の平均値と維持管理・運営開始1年前の平均を用いるものとする。

※消費者物価指数は消費税が含まれる指数となっているため、消費税率が変更された場合には、その後の算定時に留意すること。

※指標は、応募者の提案を踏まえて、市との協議により契約までに変更することも可能である。

※用いている指標がなくなる、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなる等の場合は、その後の対応方法について市と事業者との間で協議して定めるものとする。

(3) 消費税及び地方消費税の変動による改定

消費税率及び地方消費税率の税率変更があった場合には、サービス対価について、その変更内容に合わせて改定する。

別紙4 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法

1 モニタリングの基本的な考え方

(1) モニタリングの目的

市は、事業期間中、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準を達成していることを確認するため、モニタリングを実施する。

市と事業者は、上記目的を達成するために、相互に協力して利用者にサービスを提供していることを意識し、意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置かなければならない。

モニタリングは、サービス対価の減額を目的とするのではなく、市と事業者との対話を通じて、施設の状態を良好に保ち、利用者が安全・便利に利用できる水準を保つことを目的に実施するものである。

(2) モニタリングの費用負担

市が実施するモニタリングに係る費用は、市が負担し、事業者が自ら実施するモニタリング及び書類作成等に係る費用は、事業者の負担とする。

2 設計・建設に関するモニタリング

(1) モニタリングの方法

ア 書類による確認

市は、設計業務、建設業務及び工事監理業務について要求水準書で提出を求める書類等によりモニタリングを実施する。

事業者は、市が実施するモニタリングと連携して、自らの提案書を含め、募集要項、要求水準書、契約書等を満たしているか、市が客観的に確認するための支援を行うこと。

イ 現地における確認

市は、本施設の建設に伴い実施する検査及び試験の他、建設工事の中間検査、完了検査、その他必要な確認について、現地でのモニタリングを実施する。

事業者は、市が現地における確認を行う場合には、立ち会うこと。

(2) 要求水準を満たしていない場合の措置

ア 改善要求

(ア) 業務改善計画書の確認

市は、設計業務、建設業務及び工事監理業務が要求水準を満たしていないと確認された場合には、事業者に直ちに適切な是正措置を行うよう改善要求し、事業者に業務改善計画書の提出を求める。事業者は定められた期限内に改善策、改善期限等を記載した業務改善計画書を市へ提出し、承諾を得る。

なお、市は、事業者が提出した業務改善計画書が、要求水準を満たしていない状態を改善・復旧できる内容とは認められない場合は、業務改善計画書の変更、再提出を求めることができる。

(イ) 改善措置の確認

事業者は、市の承諾を得た業務改善計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、市に報告する。

市は、改善期限到来後も、改善・復旧が確認できない場合は、再度の改善要求を行うことができる。

イ 契約の解除

市は、上記アの再度の改善要求を行い、これによっても改善が見込まれない場合は、事業契約を解除することができる。

3 維持管理・運営に関するモニタリング

(1) モニタリングの方法

ア 定期モニタリングの実施

(ア) 市は、事業者が提出する月報、四半期報告書及び年間業務報告書に基づき、定期モニタリングを行う。

(イ) 市は、定期モニタリングとして、事業者が作成し提出した月報、四半期報告書及び年間業務報告書の内容を確認するとともに、施設を巡回し、各業務の遂行状況を確認・評価する。

イ 随時モニタリングの実施

(ア) 市は、必要に応じて随時、施設巡回、業務監視及び事業者に対する説明要求等を行い、各業務の遂行状況を直接確認・評価し、その結果を事業者に通知する。

(イ) 市は、事業者に説明要求及び立会いの実施を理由として、本施設の維持管理業務及び運営業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

項目	事業者	市
定期モニタリング	①セルフモニタリング実施計画書に従って、業務の遂行状況を整理 ②日報を作成・保管 ③月報、四半期報告書及び年間業務報告書を作成・提出	月報、四半期報告書及び年間業務報告書の確認、業務水準の評価
随時モニタリング	—	必要に応じて随時、不定期に、直接確認

(2) 要求水準を満たしていない場合の措置

ア 減額等の対象

減額等の対象となる支払いは、維持管理及び運営業務の対価であるサービス対価Dとする。

イ 減額等の措置を講じる事態

事業者の責任により、募集要項等及び事業者提案に示される維持管理業務及び運営業務に関する内容を履行していないことにより、次の状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合 ・給食提供に支障が生じるほどではないが、要求水準及び提案書を満たすサービスが提供されていない ・業務報告に不備がある 等
------	---

レベル2	是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合 ・是正されないと給食提供に支障が生じる（設備不具合等含む） ・衛生管理が不十分 ・重大な内容での業務報告不備がある
レベル3	各学校の給食提供時間に間に合わなかった場合 ・各校の給食開始時間に20分以上遅れて配送された場合
レベル4	給食を一部提供出来なかった場合 ・配缶間違い等により、一部の献立を児童生徒が喫食できなかった場合
レベル5	各学校の給食提供時間を著しく超過した場合、又は給食を提供できなかった場合
レベル6	重大な問題が発生した場合 ・異物混入、アレルギー事故、食中毒等により軽症者が発生した場合 等
レベル7	非常に重大な問題が発生した場合 ・異物混入、アレルギー事故、食中毒等により重傷者や死者が発生した場合 ・その他、故意又は重大な過失による事故により重傷者や死者が発生する等、非常に重大な問題が発生した場合 等

ウ 減額等の決定過程

- (ア) レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが業務報告書又はモニタリング結果から明らかになったときは、市は、その程度、緊急度等を勘案し、事業者には相当な是正期間を提示する。
- (イ) 事業者は、市の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、市の提示する是正期間を経過しても改善されないときは、一日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントが付与される。
- (ウ) 事業者は、レベル3、レベル4、レベル5のいずれかの状態に陥ったときは、一日につき、次のペナルティポイントが付与される。

影響を受けた児童・生徒の割合	レベル3	レベル4	レベル5
1%未満	0.5ポイント	1ポイント	2ポイント
1%以上5%未満	0.5ポイント	2ポイント	4ポイント
5%以上10%未満	1ポイント	3ポイント	6ポイント
10%以上	1ポイント	4ポイント	8ポイント

- (エ) 事業者は、レベル6又はレベル7の状態に陥ったときには、次のペナルティポイントが付与される。

レベル	ペナルティポイント
レベル6：重大な問題が発生した場合	30ポイント
レベル7：非常に重大な問題が発生した場合	40ポイント

(オ) 市及び事業者は、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

エ サービス対価Dの変動費の減額

レベル4及び5については、該当する食数分について変動費から減額する。

<算定式1>

$$\text{減額分} = \text{変動費} \times \text{未提供給食数} \div \text{予定給食数}$$

オ サービス対価D総額の減額

(ア) 各年度の四半期における累積ペナルティポイントが次のとおりとなったときは、減額等の措置内容が決定する。ペナルティポイントは、翌四半期に持ち越さない。

【計算式】 当該四半期のサービス対価D×減額率＝減額金額

累積ペナルティポイント	減額率の計算方法	減額率の範囲
5未満	減額等なし	—
5以上 10未満	5ポイント以上で 1ポイントごとに減額率0.5%増加	0.5%～2.5%
10以上 30未満	10ポイント以上で 1ポイントごとに減額率1%増加	3%～22%
30以上 40未満	30ポイント以上 1ポイントごとに減額率2%増加	23%～41%
40以上	40ポイント以上で減額率50%	50%

カ 合計ペナルティポイントの連続発生に伴う支払い停止

2四半期連続して各四半期のペナルティポイントの合計が21ポイント以上になった場合の措置は、次のとおりとする。

(ア) 上記「オ サービス対価Dの減額」に掲げるサービス対価の減額の措置に加え、当該連続する2期目の四半期のサービス対価の受注者に対する支払いを停止する。

(イ) この場合、当該連続する四半期以降の四半期において、ペナルティポイントが20ポイント以下になった場合、ペナルティポイントが20ポイント以下となった四半期のサービス対価に、支払い停止となった四半期のサービス対価を加算して支払う。ただし、当該加算が年度を跨いだ場合は、市の予算措置がされた後の四半期に加算する。

キ 運営業にあたる者の変更等

市は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、催告を要せず直ちに運營業務に当たる者の変更を求めることができる。

(1) 2四半期連続して支払い停止の措置が発生した場合

(2) 運營業務に当たる者の責めに帰すべき事由により食中毒、アレルギー対応の誤り等による重大な事故(死者又は重傷者の発生)による場合

市は、上記により運營業務に当たる者の変更を行った後に、再度支払停止の措置が発生した場合には、催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。